

所得税における負担調整の内訳の国際比較 (夫婦2人・平均給与の3分の2)

(2015年1月現在)

- 給与収入に係る税負担額は、①所得控除、②合算分割課税、③ゼロ税率及び④税額控除といった制度によって調整。
 ○ 一定の給与収入額を前提とした場合、これらの調整措置による効果(軽減額)が具体的にどのような控除等により構成されているか、その内訳を主要諸外国と比較したもの。

	給与収入	① 所得控除						② 合算分割課税	③ ゼロ税率	④ 税額控除				合計
		給与所得概算控除等(注1)	概算控除	基礎控除	配偶者控除	児童扶養控除	社会保険料控除			基礎控除	配偶者控除	児童扶養控除	その他	
日本	327万円	50.6%(注2) (給与所得控除)	—	8.3%	8.3%	22.0%	10.8%	—	—	—	—	—	—	100%
アメリカ	3.3万ドル (387万円)	—	20.8%	26.4%	—	26.4%	—	4.4%	—	—	—	22.0%	—	100%
イギリス	2.4万ポンド (435万円)	—	—	100%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100%
ドイツ	3.1万ユーロ (444万円)	5.6% (被用者控除)	0.4%	—	—	—	26.5%	46.2%	21.4%	—	—	—	—	100%
フランス	2.5万ユーロ (362万円)	8.1% (概算控除)	—	—	—	—	19.2%	33.9%	38.8%	—	—	—	—	100%
カナダ	3.3万ドル (340万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	43.8%	43.8%	—	12.5%	100%
スウェーデン	27万SEK (437万円)	—	—	—	—	—	—	—	100%	—	—	—	—	100%
オランダ	3.3万ユーロ (475万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	46.2%	—	—	53.8%	100%

- (注) 1. 給与について経費を概算で控除するものを対象としているが、概算ではなく(または概算と選択制で)実額で控除することができる国も存在する点に留意が必要。
 2. 給与所得控除等の所得計算上の控除は、他の所得控除よりも先に適用されるため、より高い税率のプラケットに係る負担を軽減することとなる。仮に、こうした順番を勘案せず、それぞれの所得控除がその所得控除額に応じて比例的に税負担を軽減するものとして計算した場合には、日本の「給与所得概算控除等」に係る割合は、33.9%となる。
 (備考) 1. 用いている給与収入の額は、OECD「Taxing Wages 2015」に掲載された平均給与額の3分の2。夫婦2人の世帯(専業主婦、就学中の19歳及び16歳)を想定。
 2. 邦貨換算レートは、1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円、1カナダドル(Cドル)=103円、1スウェーデン・クローネ(SEK)=16円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:2015年1月中適用)。
 3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

所得税における負担調整の内訳の国際比較 (夫婦2人・平均給与の3分の4)

(2015年1月現在)

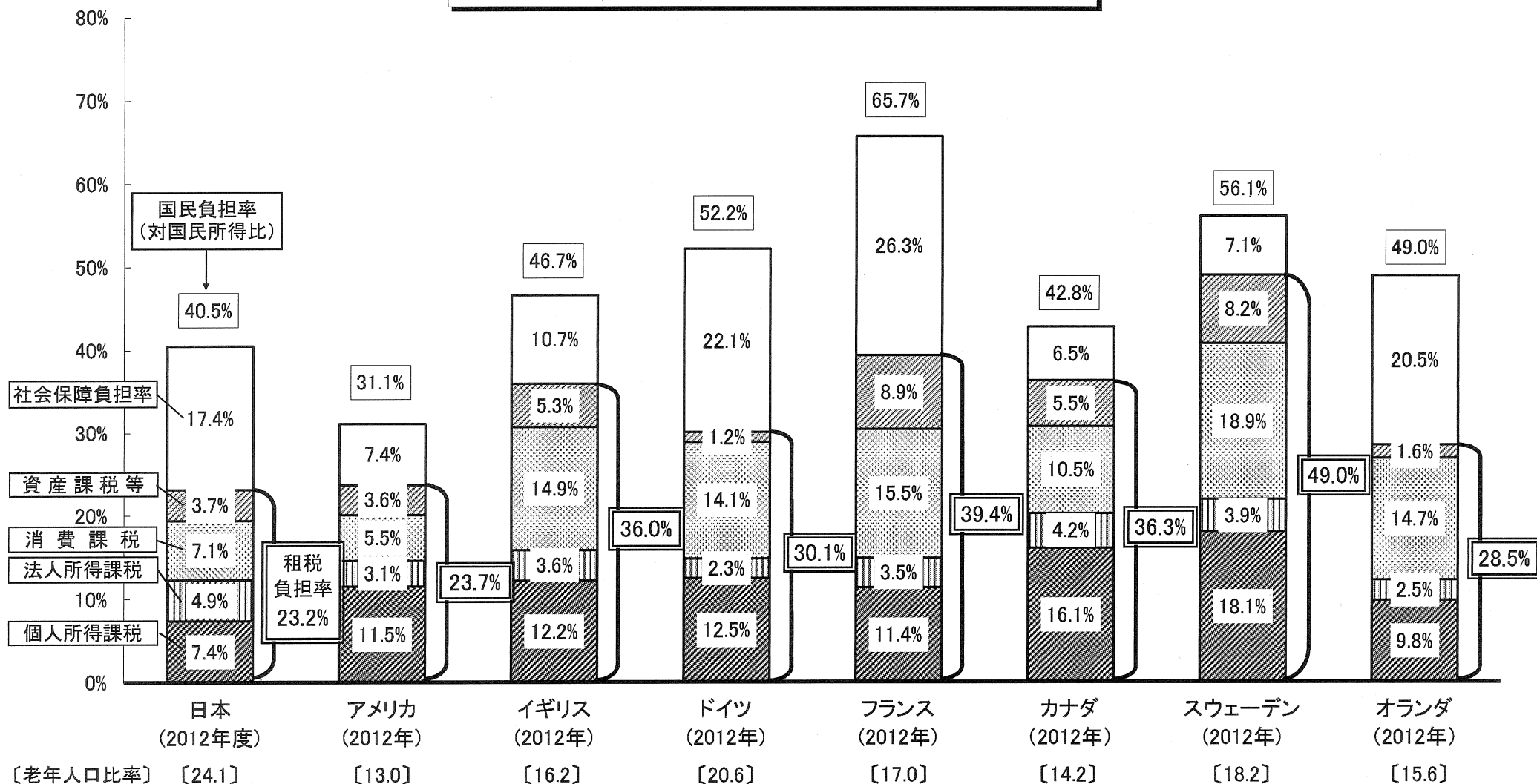
- 給与収入に係る税負担額は、①所得控除、②合算分割課税、③ゼロ税率及び④税額控除といった制度によって調整。
 ○ 一定の給与収入額を前提とした場合、これらの調整措置による効果(軽減額)が具体的にどのような控除等により構成されているか、その内訳を主要諸外国と比較したもの。

	給与収入	① 所得控除						② 合算分割課税	③ ゼロ税率	④ 税額控除				合計
		給与所得概算控除等(注1)	概算控除	基礎控除	配偶者控除	児童扶養控除	社会保険料控除			基礎控除	配偶者控除	児童扶養控除	その他	
日本	649万円	47.4%(注2) (給与所得控除)	—	7.2%	7.2%	19.2%	18.9%	—	—	—	—	—	—	100%
アメリカ	6.7万ドル (774万円)	—	18.1%	23.0%	—	23.0%	—	31.2%	—	—	—	4.6%	—	100%
イギリス	4.8万ポンド (869万円)	—	—	100%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100%
ドイツ	6.1万ユーロ (888万円)	4.3% (被用者控除)	0.4%	—	—	—	28.7%	54.1%	12.4%	—	—	—	—	100%
フランス	5.0万ユーロ (724万円)	12.6% (概算控除)	—	—	—	—	29.1%	44.2%	14.1%	—	—	—	—	100%
カナダ	6.6万ドル (680万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	41.6%	41.6%	—	16.7%	100%
スウェーデン	54万SEK (868万円)	—	—	2.9%	—	—	—	—	97.1%	—	—	—	—	100%
オランダ	6.5万ユーロ (942万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	45.4%	—	—	54.6%	100%

- (注) 1. 給与について経費を概算で控除するものを対象としているが、概算ではなく(または概算と選択制で)実額で控除することができる国も存在する点に留意が必要。
 2. 給与所得控除等の所得計算上の控除は、他の所得控除よりも先に適用されるため、より高い税率のプラケットに係る負担を軽減することとなる。仮に、こうした順番を勘案せず、それぞれの所得控除がその所得控除額に応じて比例的に税負担を軽減するものとして計算した場合には、日本の「給与所得概算控除等」に係る割合は、40.0%となる。
 (備考) 1. 用いている給与収入の額は、OECD「Taxing Wages 2015」に掲載された平均給与額の3分の4。夫婦2人の世帯(専業主婦、就学中の19歳及び16歳)を想定。
 2. 邦貨換算レートは、1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円、1カナダドル(Cドル)=103円、1スウェーデン・クローネ(SEK)=16円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:2015年1月中適用)。
 3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

5. 税体系における所得税の役割

国民負担率(対国民所得比)の内訳の国際比較



(注)1. 日本は平成24年度(2012年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2013" 及び同 "National Accounts" による。なお、日本の平成27年度(2015年度)予算ベースでは、国民負担率:43.4%、租税負担率:25.6%、個人所得課税:7.7%、法人所得課税:5.4%、消費課税:8.9%、資産課税等:3.6%、社会保障負担率:17.8%となっている。
 2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。
 4. 老年人口比率については、日本は2012年の推計値(総務省「人口推計」における10月1日現在人口)、諸外国は2010年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2015 Revision Population Database" による)である。なお、日本の2015年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年(2012年)1月推計)による)は26.8となっている。